

# 説明資料

女性活躍・子育て支援に関連する事業  
(待機児童解消加速化プラン)

平成26年11月12日  
横浜市子ども青少年局長 鯉渕信也

# 横浜市 保育コンシェルジュ事業について



## 保育コンシェルジュとは

- 保育コンシェルジュは、保育サービスに関する専門相談員（非常勤嘱託員）
  - 保育に関心があり、子育て中の方を応援したいという意欲のある人を各区で公募し、作文や面接等で選考。保育士等の資格は特に求めている。  
（結果的に保育士免許保持者7名、幼稚園教諭免許保持者2名）
  - 保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室※1、一時預かり事業、幼稚園預かり保育※2等の保育サービスについて情報提供する。
  - 保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけることを目的とし、各区のこども家庭支援課に配置。
- ※1「横浜保育室」とは、横浜市が独自に定める、設備や保育水準を満たす認可外保育施設。3歳未満児が対象。  
※2「私立幼稚園預かり保育」とは、市長の認定を受けた私立幼稚園が、保育を必要とする園児に対し日中11時間以上（土曜日は8時間以上）の保育を実施する制度。

## 具体的な業務は

### 1 保育サービスの利用に関する相談業務

区窓口、電話、地域子育て支援拠点※3等の出張先において、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況を把握し、適切な保育資源、保育サービスの情報提供を行う。

※3「地域子育て支援拠点」とは、就学前の親子が遊び、交流し、相談、情報提供を行う拠点施設（各区1館H26.4現在）

### 2 入所保留児のアフターフォロー業務

保育所入所保留となった保護者に対し、保育状況や意向確認等を行い、ニーズにマッチした認可保育所以外の保育資源、保育サービスの情報提供や紹介を行う。

(H26.4.1保留児童数2,384人のうち1,140人は横浜保育室、家庭的保育事業、幼稚園預かり保育等に入所)

### 3 保育資源・保育サービスの情報収集業務

区内を中心とした保育資源や保育サービスの提供施設等と連携を図るため、入所状況、サービス利用状況等の情報を収集。

さらに、収集した情報をデータ整理し、相談・案内時に情報提供できるツールとしてまとめる。

### 4 その他保育サービスの提供に関すること

## 実績

- 配置状況 18区27人（3人：3区、2人：3区、1人：12区）
- 相談件数（平成25年度実績） 延べ20,443件（1,704件/月）
- アフターフォロー件数（平成25年度実績） 延べ5,451件（454件/月）



▲相談時等に使用するリーフレット

## 横浜市 企業立の保育所について

### 導入の経過

- ・平成12年3月の国の通知により、株式会社の参入が認められ、横浜市では平成14年6月に株式会社による認可保育所を初めて設置。  
(平成9年に創設した横浜保育室では、株式会社による保育運営の実績あり)

### 企業立保育所の推移（各年度4月1日現在）

	保育所数に対する企業立割合					民間園増数に対する企業立割合		
	保育所数			企業立 (内数)	割合 (企業立/総数)	民間園増数※ (整備は前年度)	企業立 (内数)	割合 (企業立/増数)
	総数	公立	民間					
平成15年度	267	127	140	2	0.70%	9	2	22.2%
平成16年度	289	123	166	10	3.50%	22	8	36.4%
平成17年度	327	118	209	25	7.60%	39	15	38.5%
平成18年度	368	114	254	38	10.30%	41	13	31.7%
平成19年度	383	110	273	44	11.50%	15	6	40.0%
平成20年度	402	106	296	55	13.70%	19	11	57.9%
平成21年度	420	102	318	65	15.50%	18	10	55.6%
平成22年度	436	102	334	73	16.70%	16	8	50.0%
平成23年度	459	98	361	88	19.20%	23	15	65.2%
平成24年度	507	94	413	112	22.10%	48	24	50.0%
平成25年度	580	90	490	152	26.20%	73	40	54.8%
平成26年度	611	88	523	175	28.60%	31	23	74.2%

※ 民間園の増数は、民間移管園は除いた数。

### 企業立の保育所整備に対する考え方

- ・設置認可にあたっては、社会福祉法人と同様の審査に加えて、財務分析を行うなど慎重に対応を行いながら整備を進めてきた。
- ・運営費や内装整備の補助金は社会福祉法人と企業立に差はない。更地に建物を整備する場合の補助金は、社会福祉法人等が対象で、株式会社は補助対象外としている。(株式会社の資産形成になるため)

# 横浜市福祉サービス第三者評価(保育分野)について



## 横浜市の第三者評価

- ・本市の第三者評価は評価基準を学識経験者や保育事業者などで検討し、独自のものを作成して、平成16年度から事業開始。
- ・保育分野の基準は、「利用者（子ども本人）の尊重」「サービスの実施内容」「地域支援機能」「開かれた運営」「人材育成・援助技術の向上」「経営管理」の6つの領域に分け、71の評価項目で評価。
- ・評価基準は国の保育所保育指針の改定や第三者評価ガイドラインの策定時、本市の食物アレルギー対応のマニュアル作成の際に見直しを実施。
- ・本市の評価機関は、県の第三者評価の推進機関である「かながわ福祉サービス第三者評価機構」の認証及び市の指定を受けた機関。

## 保育所の取組状況

### 1 第三者評価の義務化

「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」を制定し、保育の質の向上を図る観点から、保育所の第三者評価を25年度から義務化。

### 2 受審を推進する取組

- ・保育所は自己評価と第三者評価を実施し、その結果を公表。
- ・保育所は5年に1回以上受審。保育所へ受審費用を実費補助。  
(60万円を上限。26年度予算5,900万円)

## 課題

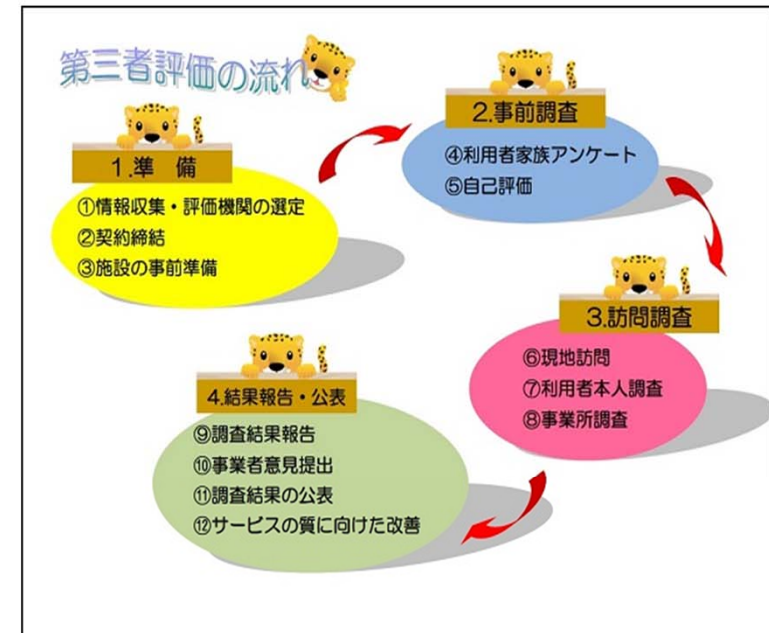
- ・受審園数増加に伴い、質・量ともに評価機関の評価調査員（評価実施者）の育成が急務。

### 【課題への対応】

- ・評価調査員の養成研修を実施し、47名の新規調査員を養成。
- ・保育の理解を深めるための更新研修、フォローアップ研修などを実施。

## 今後の方向性

- ・地域型保育の第三者評価の評価項目等の整備。
- ・今後、認定こども園などの乳幼児期の保育・教育を評価するには、一体的に評価する新たな仕組みの検討が必要。



※第三者評価の評価項目を用い、各施設においても評価を行い、評価機関による評価と相互にすり合わせていく過程で、保育所においては、自らの保育実践とその保育所の保育のあり方をより客観的に振り返ることが可能となっています。